

# 委託業務特記仕様書（令和3年5月1日以降適用）

## （共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

## （共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

## （共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

## （成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満の土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）における成績評定の選択制の取扱い（試行）

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2005100400079/>

## （ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組みなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した

内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

#### **(Web会議)**

**第6条** 本業務は、Web会議の対象業務であり、対面による打合せをWeb会議とすることができる。

- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施を決定するものとする。決定した内容は受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- 3 Web会議の内容については、受注者が打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。なお、打合せ記録簿にはWeb会議の実施状況写真を添付するものとする。

## 特記仕様書(案)

### 1. 業務概要

本業務は、宍喰漁港海岸における陸閘及びフラップゲートの地震・津波対策を検討し詳細設計を実施するものである。なお、陸閘形式については、フラップゲート式とする。

### 2. 実施内容

#### (1) 打合せ協議

業務着手時、中間1回、成果納品時に実施する。

#### (2) 設計計画

業務の趣旨を把握した上、業務内容を確認し業務計画書を作成する。

#### (3) 資料収集整理

既存施設に関する資料を収集整理する。

#### (4) 現地調査

既存施設ならびに周辺環境の状況、利用状況を把握し整理する。

#### (5) 陸閘詳細設計

##### a) 本体工設計

L1設計津波に対する陸閘本体の安定照査を行い、構造・寸法を決定する。

##### b) 基礎工設計

陸閘基礎は、既往の土質調査及び防潮堤、護岸の設計成果の内容を十分に把握したうえ、L1設計津波に対して十分な安全性を有する構造とする。

##### c) 図面作成

詳細設計の結果に基づき工事発注に必要な図面を作成する。

##### d) 数量計算

作成した図面に基づき工事発注に必要な数量計算書を作成する。

##### e) 概算工事費

陸閘及び躯体工事の概算工事費を算出する。

#### (6) フラップゲート詳細設計

##### a) 構造計画

計画位置の函渠断面を踏まえてフラップゲート構造諸寸法及び鋼材配置を計画する。

##### b) 構造計算

構造計画に基づきフラップゲートの構造計算を行う。

##### c) 図面作成

詳細設計結果に基づき工事発注に必要な図面を作成する。

##### d) 数量計算

作成した図面に基づき工事発注に必要な数量計算書を作成する。

e) 概算工事費

フラップゲート施設の概算工事費を算出する。

(7) 照査

業務の中間段階等では、条件、検討項目、設計内容等を、作業終了段階では、すべての内容を照査し報告書にとりまとめる。

(8) 報告書作成

業務の趣旨、特記仕様書を踏まえ、方法、過程、結論について報告書を作成する。

- ・ 報告書(紙媒体：A4 チューブファイル) 1部
- ・ 電子成果品(電子媒体) 2部(正副各1部)